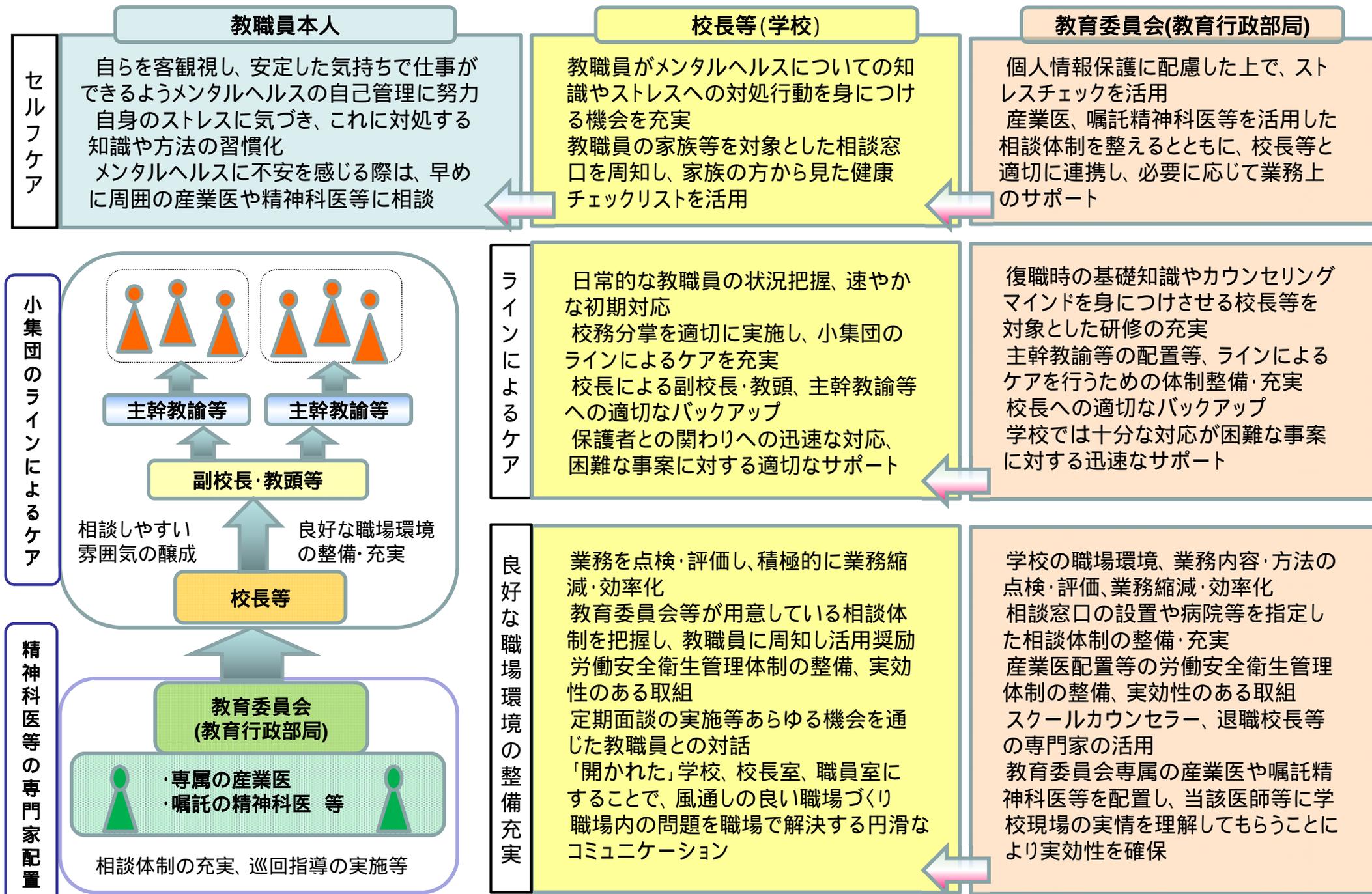


### 3. 予防的取組

教職員本人の「セルフケア」の促進とともに、校長、副校長・教頭、主幹教諭等の「ラインによるケア」の充実が必要。役割明確化、業務縮減・効率化、相談体制の整備、良好な職場環境・雰囲気醸成を図ることが重要。



## 4. 復職支援

精神疾患を再発する者は、回数を重ねるほど短期間に再発する可能性が高くなることから、最初の復職支援が重要。復職後の再発を防止するため、適切な経過観察、日頃からの職場の雰囲気づくり、校務分掌上の配慮、体制整備・充実が必要。

### 病気休暇取得から職場復帰までの主な対応

#### 1. 病気休暇取得・休職発令

##### 校長等による状況把握等

- ・校長が病気休暇承認を本人に伝える際、定期的に連絡を取る予定であること、主治医や家族とも連携したいこと等について、予め本人の理解を得る
- ・休暇・休職期間中、本人の状況等を定期的に確認
- ・本人が治療に専念できるよう代替措置等の校内体制を整備
- ・予め主治医に職場や職務について理解を得ておくなど連携

#### 2. 本人から復職希望の申出

##### 主治医から復職可の診断を受け復職希望の申出

- ・校長が本人に復職プログラムに関する制度等を十分説明
- ・主治医の意見書を踏まえ、産業医や嘱託精神科医等の医師が本人と面談して、教育委員会が校長等の意見も踏まえ、プログラム実施の可否を判断(実施する場合には、具体的に配慮すべき点も判断)

#### 3. 復職プログラムの作成・承認

##### 休職期間中の試し出勤等の復職準備の取組

- ・復職プログラムは概ね次のような段階を経ることが望ましい
  - 第1段階: 通勤し職場に慣れる
  - 第2段階: 仕事の内容に慣れる
  - 第3段階: 復職に向けた具体的な準備
- ・段階毎の具体的なプログラム内容、求められる水準を明確化
- ・休職期間中に実施することを踏まえた十分な配慮

#### 4. 復職プログラムの実施

約1ヶ月以上(できれば2~3ヶ月)

##### 復職プログラム実施中の経過観察

- ・校長が主治医、産業医、嘱託精神科医等と連携しつつ、本人と段階的な目標を共有し、確認しながらプログラムを実施
- ・校長が他の教職員等の理解を得ながら、全校的なフォローアップ体制を整備
- ・変更や中止が必要な場合は主治医とも連携し判断

#### 5. 復職可否の判断

休職等継続

##### 復職の可否について職場として慎重に判断

- ・プログラム作成時に想定した段階毎に求められる水準に照らし、本人の快復状況、プログラムの実施状況、校長やその他の教職員、主治医、産業医、嘱託精神科医等の意見を踏まえ、能力を見極めた上で、教育委員会において慎重に判断
- ・教員の場合、授業を滞りなく行えるか見極めることが重要
- ・復職の時期や勤務場所についても十分考慮

#### 6. 復 職

##### 復職後の適切なフォローアップ

- ・日頃からメンタルヘルスに理解のある職場づくり
- ・主治医、産業医、嘱託精神科医等とも連携しつつ、校長が本人と勤務軽減解除に向けた段階的な目標を共有し、確認しながら必要な支援
- ・校長が復職後の業務を適切に配慮し、経過を観察
- ・周りの教職員が本人に対し普段どおりに接することが大切
- ・復職した教職員を支援するため、代替職員の任期延長も含めた支援策を検討